

として福生町の学校のプールの水道を学校の井戸から取る件、
先程も説明がありまして下のように将来の計画も十分大切でござい
ます。が現在の今、水に困る方がおぼつかないです。この点に
おき学校のプールの水を一般の水道から取り下学校の井戸か
ら取る計画があるかどうか、つぎに福生町におき一番の財源
である今後が期待できると、場の運営の件についてお伺い
いたします。現状の場の水の使用量が一月十日後に後と
増えたりあります。今後の財政を考えた時に自家給水に設
備をかけるこの運動をほかしたほうがより以上の増加をあげることに
できると思っています。この点について理事者に明確な説明をお伺
いいたします。以上二点についてお願いする次第でございます。
。市長（石川常太郎君）ご答弁申し上げます。学校のプール給水
につきましては、最ものお話でございます。十分研究をいたし
まして水道課ほらに、敷育との連けいのもとに相談して参りた
いと思っております。と、場の給水につきましては本議会に水道会計
より一般会計に工事と井戸との予算が計上してござります。

。二町米をい下下さす。と、場を予定してあります。プール
専用の井戸を造りたいと考えております。二号補正予算案
がご決り下下さすれば、本年度中に専用の井戸より給水
の工事をいたしたいと考えております。よろしくお願いいたしま
す。

。十番（川村重雄君）下下の子の市長の答弁で了解いたしました。
。議長（田村匡雄君）二二二時間休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時 二分開議

（一番杉本賢雄君欠席）

。議長（田村匡雄君）休憩中に引き続き議事会議を開きます。

。議長（田村匡雄君）引き続き一般質問を行ないます。

三十一番大沼秀佐議員からお願いいたします。

（三十一番大沼秀佐君登壇）

。三十一番（大沼秀佐君）ご指名によりまして一般質問をやらせていただきます。
まず、先程市長から今後の施政方針につきまして詳しく説明ござ

説明をいた下さり下が、私が賛同する内容におきましても
それに関連する内容もあるかと思ひます。 予下におきましても
の議員、あるいはその他の議員の方々の一般賛同の中にも重複す
ることもあるかと思ひますが、私はおぼろの観点から二枚りの問
題につきましても再質問してみたいと思ひます。 私が賛同い
たします問題は四つござります。 財政の見直しについて、
二枚は特に四十二年度の財政の見直しについてござります。
財道の整備について。 行政改革の改革について、 議員の調正
と終はのサービスについて。 以上四つござります。 二枚年の
財政法適用下から脱却して福生財が他カ本願から一本支りの
行政を執行いたします下には確實なる財政の把握におきか
歳入の適切な実施をしなげねばならぬことは私が申しあげ
るまでもなく先程お尋ねあり説明があつたわけござります。
私は四十二年度の財政の見直しについてお伺ひいたします。 補正
予算におきかたり予算内容が大きくお尋ねするようござい
ますが、今後の歳入の見込みについてお尋ねのお尋ねをお伺ひ
いたします。

したりのござります。 財税の税率におきか年度末予で三
億の大口に至達できるかというか、 その見直し、 国におきか
の補助金が見込めるか年度末に起債を要請するようは事業
が秀でられるかというか、 予下四十二年度の最終予算の総額の見込
み額についてお尋ねの見当をお尋ねいたします。 二枚りの財政は各
かりに脚いたして今度の補助金の政策につきましても先程
かり説明があつたわけござります。 財政法適用下の約三分
の一にカットした各種補助金につきましても基礎財政需要額
の三割の削減が認められ下わけござります。 この内におきましても
特に行政事務連絡員、 あるいは婦人会、 青年会、 青年会に
犯罪の補助金に於いて 今年度中に増額、 予下は復活の方を
あるかというお尋ねいたします。 つぎに財道の整備でござい
すが二枚も財長から遠大の計画が陳述説明があつたわけござ
ります。 私が伺ひいたしたことは財政法の適用下にもお尋ね
らる理事者の二倍躍におきかたりして財道、 補助道あるいは財
道路の舗装、 整備で非常にすぐたりするべきものがあること

は感謝申しあげるわけでございますが、街道の舗装、修理等の単独事業におきましては昭和三十五年を百とし、四年度が三十五％、四十五年度は先般の決算の内容をみましておめすの四十二％でございます。私は地財法明けと同時に街道の単独建設事業費の増額を要望するものであります。特に二つの点について所長の考を伺いたいと思ひます。私の調査におきまして現在福生町の自動車の保有台数が約一千台といわれています。三人に一台の割合でございますが、それに米軍関係の台数を合算すると一万台以上の車輛が福生町に横行してゐるわけでございます。福生町の街道が約一千五子ヤほど推定されてゐるわけでございますが、先程所長がいわれた旧米以下の街道が五子ヤに位あると考へられます。特に私が申しあげたりのほ所長のお膝もとである南、内出、その地区は非常に狭い道路であり、各農家におきてもみんなマイカーをもつてあつて通行してゐるわけでございます。この消防車も通れないうちは道路がたかさんあるわけでございます。二つりの狭いについては早急に実現

することとを要望するものであるが所長の考を伺いたい。またもう一つは本町から牛森にかけてまして先覚者の先見の明によりまして之は又區画整理がござっております。これが道路は本町を發しては昔のまちでございます。この地区はわが福生町の中核的発展の要素があるわけでございます。私はここに地図を持つておりますが、この地区で舗装道路の様子をみてもほとんどこの中に地帯が舗装されておらずに、お宅がございまして、お宅の周りのように役場を二歩出ても雨の降る日には長靴を脱げれば歩けない、穴だらけの道路が役場周辺にもたくさんあると、このことでございます。最近銀座通りの一方向通行にありまして、銀座通りから銀座通り、あるいは銀座通りにある車が非常に多いわけでございます。そのためにこの横の道路が非常に破損が甚しく、また青梅線わきの道路がこの一方向通行のために下りにおき、その破損が非常に甚しいわけでございます。所長もさうお帰り、一度歩いて見てくだされ、と思うのでござい

ます。今、また地財法運用下であることと、住居のたかきにも

忍従してもらひてゐるものでござります。が福生町の中心的地域であり
り軍次計画で舗装の整備を要するとともに水道整備の見解
について伺ひたいと思ふのでござります。 つぎに行政区の改革
でござります。が私は去る四十年三月十二日の第一回定例議会にお
きましてその問題について一般質問を申しあげたのでござります。
その際行政区再編成の準備に着手したいという市長の答弁
でござります。が、その後財法委員の關係が今だ決定をみないの
で再び二に二質問いたします。大才でござります。昭和三十九年五月
十日の告示で法律百十九号による住居表示に関する
法律は本年の三月三十一日期限之法として期限切れとほそあり
ます。がこれが持合法は認められてゐるかどうか、あるいはこれに
かへる方法として市長はどのようなお考えをもておられるか伺
ひたい。いふ報告勅答におきましては行政事務連絡員に
頼る現在の現状におきまして行政区のアンバランスが非常に甚
して適正でないかと思ひます。特にいふ等は世帯数四百
余り三千人近い人ばであります。松原村が約千世帯でありす

いて一つの小さな地方自治団体に匹敵する近くのものかや二にある
とゆうこととでござります。 つぎに秋多町の一部分が福生町の飛地に
つゞいておいて下さいます。多摩橋下流、と場下に面積約二万
一千平方米、草花二番地が福生町の画に接してあります。そ
の境界線は利根川と違ひまして多摩川の東側にあり下多数
の世帯が水道を福生町に依存し、三四年前までは通学の様
境問題もありまして現在もかなりの児童が通学してゐるものと
おもひます。 このふたつに行政区分が福生町に依存度が高
い。将来田んぼ地区の開発 あるいは河川敷の利用等を考へ
ますと福生町の開発の阻害にもなりかねないと思ひます。
市長はこの問題について秋多町と交渉する 考へはお持ちかどう
か、もちろん住民の意思を無視してはかまないと思ひます。が、
一、風水害あるいは火災等の発生を想定して下さいますと人道上
からいふ放置できない問題であらうかと思ひます。 この問題に対
して市長の見解をお伺ひたいです。 先程市長から行政不
の説明の中にご熱意のほどが伺ひれたのでござります。が取員の

謝正と意はサービスに於てお伺いいたします。先程もい
場議員が指摘されまして、最近中長に於いて、地方におき
て、公務員の不正問題が社会問題として起っており、当福生
の役場では昨年度に一部取員の非行問題が発生し、憂慮され
たのでござります。が、これを謝正とモラルのあり方に於て
どのように措置をとるべきか、説明願ひたいと思ひます。
また、意は業務の問題について、所長の下向の言を甚だしく聞か
れたい。例へば、既述法運用に於ける取員の増員等は、厳しく制限さ
れていたのであります。が、既述法が運用されて昭和四十年には人
は大体三万余りでござります。ところがその当時と比較いたしますと
約七千人の人はふえていたのであります。つぎのことをお伺い
いたします。最近の取員一人に於ける人とは何人に当るか、類似
団体の比較はどうであるか、また所長はそのことにおき、定数
条例を変える考があるかどうか、最近固定化しつつあるパ
ートタイマーでは責任の度合いとサービスの点で懸念されるか

あります。が、これを臨時取員に変える考は、お伺いする。か、
取員を増員することは、もちろん人件費その他、極力避けることを
要望いたします。が、意は業務は福生の顔面であり、配置
転換にするアバランスに於て、是正と適材適所の人材投入に於
て、意は業務のサービスに十全を期せらるることを要望いたし
ます。以上の点を所長にお伺いして、私の質問を終る次第でござ
ります。

。所長（石川常太郎君） 税の俸給は、まだ余有があるかというお話しで
ござります。もちろん、ほつきりーたことは不明でござります。

一千万程度はあるんじゃないかと思ひます。従いまして、最終
予算の点も申しあげるわけには参りないわけでもござります。事業
はほとんど盤算があるつもりでござります。一千万程度の税収を
いかにかいくります。ことがござるのか、お伺いいたします。

補助金の、三%の件でござります。が、いくつもの団体を掌づら
う。下が、先程他の二箇面を申しあげ、下が、知果の点におきま
う。て、多少の増減、あるいは復旧に於いて、考えをもち、あります。

か、これらは最終予算に提出する予定でございます。水道につき
ましては現在までの事業量が今の財政規模から申しましてたり来
して少ないものではございません。ほゞりと数字を申しあげること
はできませんが福生所が特別に少ないというところは少ないわけでご
ざいます。今後一六三、五米以上の水道を舗装した場合現在の
価格におきまして一億三千百万位でござるだろうというところでござ
います。大体四カ単位でやりたいと思っておりますが短縮でき
ぬはなおけつこうだと思っております。ご指摘の南河会の消防自動車
の入れません道路につりてはご協力を得てこの拡充を本年度に
したいと考えております。ほゞ他の道路につきましては通学
路を優先的にしたいと考えております。秋多町の多摩
川左岸の地積につきましては、私にほりましてから正式には
申し入れをいたしたことはございません。雑談的には何度か話し
ていただいております。ご協力を得ましてござりまするは幸
いだと思います。水道あるいは学校等福生所に依存されてお
りますのでこの問題につきましては一応話し合をやらしてみたいと

思っております。

教員の一人当りの人口割合は、類似団体と

の比較、これは担当課長よりご説明申しております。

教員の教

育態勢につきましては当該場におきき特別の教育はしてござります

せん。順次東京都の教員研修所におきき託はしてござりまするが持

別の教育はしてござりませんが全員の訓育の際には私の方から

モットーを申しあげ、くれぐれも良くふるまうに心がけてござります

す。大沼議員さんのおっしゃられたように人口が大変伸びてござ

りまするが、それに反比例したしまして教員は減じてござりまする。

地財法を受けまして下時に一般教員が百八十名おつたのでござります

すが現在は百二十九名とござりまする。地財法下でござ

りまして増員が思うように申かせられなかったわけでございます。

来春より順次増員をして参りたいと思っております。そればかりや

はり少教精鋭という見地に立ちたいと思っております。百るバ

く少教をやりたいという考えております。ほゞは教条例

の改正につきましては今のところは考えてござりませんがそのうち

ご審議をいただくと申すと思っておりますが、現在のところは考

は税で一千万位の伸が見込まれるというところがござりまするが、この
点あとの補正の審議に於ては實同にいたしましたと思ひますが、先程
實同した中に今後起債をおおぐようは事業は考へてゐるが
いふかといふことも實同してゐるわけがござりまするがその点に
つてはほりわけで、それからいたして申しても三億のほうだいに近
こうとする福生町の地税におよ人々を増やの他を考へ合せて大
おその最終的の数字は私は把握できるのではあらうかと
思うに私は考へるわけがござりまするがその点もう一度ご検討
願ひたいと思ひます。あるいはあとの補正の審議の時でも
こうでござりまするがその場合で實同してみたいと思ひます。
それから補助金の効果の点につては検討いたしたいといふが
之のちうでますが、私が取りあげて申した例は防犯灯の補助金の
問題、青少協の問題、それから現時点におよ行政上非常に
貢獻しており重要な問題でもあるからこれは増額あるいは復
活していただくといふことを願ひ申しあげますが、効果
の点ほどの位のことをいふのの發表していただくといふと思ひます。

また協会の再編成等におきましては今の加美平田の区画
整理地区あるいはその他におきましてはますますゆかり深い
が今後生まれてくることは考へられるわけがござりまする。

私も住民の自由意思に任せることもけっこうだと思ひますが今
の公報活動がすべて自治会長に委ねられている現状においてはこれは
部分化して福生町の行政が末端まで浸透できるやうな方法を
是非お考へいただくといふことを要望するわけがござりまする。
それからいわけゆる基準財政需要額の三%のゆくはきちうか
は外れているというところは畢竟だと思ひますが、そうしますと
補助金の削減はきちうかき受けてないんだというところははっきり
していいわけが、そうしたら私はまだこの補正の内容は聞
いてはいませんが、その中にも一節見受けられるのがござりまする
が、そういう観点から私は局長のお話しの効果の点云々ではなく
して具体的にこれとこれ位はなんとおししたいと、先程の公報議員
からの二箇所に於ては商工会はつきの補正で考へたいという具体的
は二箇分があつたわけですが、その点に於てはただいま私が申し

あげた、あるいはそれ以外について何か具体的なお考えがあるか、
うかがふ点についてご答弁をお願いしたいと思つております。
。事務課長(岡田信二君) 防犯灯の関係について申しあげます。防犯灯
の補助の関係につきましては現在のところ三割の補助をしておりま
が、それと補助金の削減額の三割の件でございますが、これは地
財法がとけたから削減が解除になつたといふことでございしますが、
行政指導を受けておりますのは三割を越えはしないでやめといふ
指導を受けております。

。市長(石川常太郎君) 予算の総額といふことでございしますが、非常
にあつたらしい問題でございすけれども三千万円がプラスになるの
ではなからうかと思つております。それから事務連立員さんにつ
いてはつづの議会あたりには報酬審議会の条例を提出したいと思ひ
ます。それにふりまして検討をいしたいと思つております。
青分協につきましては保といふいろ話し合つてあるんですけれども
これは予算の問題ではなくして熱意の問題だといふことをよく申
してあるんですがこれはお考えの中でございます。それから全然切り

。三番(大沼秀伍君) 定は事務の改善ですが、ただ職員を指導す
るといふことだけで解決できなはいと思ひますが、例えは時間によつ
て定は非常に混雑するといふことで、もうスケジュールバランスの是
正といふかやういふ点に直すお考えを、これは毎日の問題です
ので市長の明解はお考えをお聞きしたいと思ひます。私たちが
く財政から指摘されるわけでございます、さう、明日の問題
といふことでございましては単なる教育云々ではなく、ある
人モラルといふ問題もございす。それからには現実にいふいふ点を
どうするかといふ具体的にお尋ねしたいと思ひます。

。市長(石川常太郎君) 理想をいひたいですと事務に精通した職員を
別に定員保を置くといふことを考へております。これはかなり精
通してゐる者といふことにふりす。上の方の者になるが、やういふ
こともやらなければならいと思ひます。できればやはり受はと
いつニとは男の方が良いと考へております。ほかはおおむね

いふことがなほ精通している者で、課長直屬の宋は保というの相談係を一つ置いた方がよいのではなかろうかと考えております。

三十一番(大沼秀佐君) 以上二箇箇より二要望を申しあげました。取りあげべき問題は迅速をもち執行していただく下いことを要望いたします。私の箇箇を認めます。

議長(田村匡雄君) つぎに一番中里元一議員よりお願いいたします。

(一番中里元一君登壇)

一番(中里元一君) 二指名がありまして私の一般箇箇を二点ほどいたします。下でりて大沼議員からの箇箇に関連してある点がありますのでこの箇箇についてはお省かせていただきます。

し尿処理場の肥料の点について局長にお伺いいたします。現在し尿処理場の前に非常に多くの糞尿肥料が山積されておりますが、局長はこの肥料は実際に肥料会社等に実際に販売されているのか、手前過去二三年前の非常に古い糞尿肥料がずまに袋は破けし尿処理場の横に放置されている状態があります。但生都市として騒がしい今日、この破けた古い肥料より悪

臭が生まれる現状です。この古い肥料に対してどのようになつてゐるか、手前どのようになの肥料に対してかたづけられているのかこの点についてお願いいたします。手前販売に当り現在の肥料会社などのように販売されているのか具体的に答へ願いたいと思つてます。以上の点について一般箇箇をいたします。

局長(石川常太郎君) 二答分申しあげます。下変に滞貨が多くありますして申し訳しなさいと存じしております。三菱系統の目物と申しまして肥料会社と契約してございます。東京港の海岸の所にござ

います。採集がやうり過ぎてよくありません。二ちうりに工場を越すことにあります。現在羽村の処理場の近辺に工場を建設中でございます。それが完成いたしますと引き取ることにしております。ゆけでございします。工場はよろしく採集の段階と存じます。

一番(中里元一君) 一回し尿処理場を視察に参つた時は九月頃ほど工場ができて解決されるというのを課長から聞いたことを記憶しておりますが、この点について非常に古い肥料等の更替が強く出